

改正後	改正前
[第1章 略] 第2章 危険物に関する基準 第1節 手続きに関する基準 [第1～第2 略] 第3 最大倍数の算定方法 [1 略] 2 最大倍数の算定基準 [(1)～(7) 略] <u>(8) 蓄電池等（別記19.第1に掲げるものに限る。以下同じ。）により貯蔵し、又は取り扱う場合</u> <u>ア 耐火性収納箱等により蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合</u> <u>別記19.第2に定める基準に適合する箱（以下「耐火性収納箱」という。）に収納し、又は別記19.第2に定める基準に適合する筐体（以下「耐火性筐体」という。）により覆われた蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合、次の(ア)及び(イ)を満たすときは、耐火性収納箱又は耐火性筐体（以下「耐火性収納箱等」という。）ごとの指定数量の倍数を合算しないこととして差し支えないこと</u> <u>(ア) 耐火性収納箱等内の危険物の総量が指定数量未満であること</u> <u>(イ) 耐火性収納箱等には、条例第32条の2第2項第1号の規定による標識及び揭示板の設置に加え、見やすい箇所に蓄電池等を収納している旨を表示すること</u> <u>イ アの場合において、隣接する複数の耐火性収納箱等がいずれもア(ア)及び(イ)を満たすときは、一の耐火性収納箱等とそれに隣接する耐火性収納箱等との相互間の距離は不要であること</u> <u>ウ 自家発電設備の周囲にキュービクル式蓄電池を設置する場合</u> <u>自家発電設備の付近に厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性を有する材料で造られた外箱に収納された蓄電池設備（以下「キュービクル式蓄電池設備」という。）を設置する場合、次の(ア)から(ウ)までを満たすときは、自家発電設備とキュービクル式蓄電池設備の指定数量の倍数を合算しないこととして差</u>	[第1章 同左] 第2章 [同左] 第1節 [同左] [第1～第2 同左] 第3 [同左] [1 同左] 2 [同左] [(1)～(7) 略] <u>[新設]</u>

改正後	改正前
<u>し支えないこと</u> <u>(ア) 自家発電設備及びキュービクル式蓄電池設備により取り扱う危険物の総量はそれぞれ指定数量未満であること</u> <u>なお、キュービクル式蓄電池設備を複数設置する場合は、全てのキュービクル式蓄電池設備の危険物の量を合算し、その合計を指定数量未満とすること。ただし、キュービクル式蓄電池設備の外箱が耐火性筐体である場合は、キュービクル式蓄電池設備ごとの危険物の量を合算しないこととして差し支えないこと</u> <u>(イ) キュービクル式蓄電池設備の外箱にア(イ)の例により表示を行うこと</u> <u>(ウ) キュービクル式蓄電池設備の外箱に機能上必要な最小限の開口部を設ける場合は、箱内部及び外部からの延焼を確実に防止するとともに、外部からの可燃性蒸気の流入を確実に防止することができる防火措置を講じること(外箱が耐火筐体である場合を除く。)</u> <u>エ ウの場合において、ウ(ア)から(ウ)までを満たすときは、自家発電設備とキュービクル式蓄電池設備との相互間の距離は不要であること</u> <u>オ ウの場合において、複数のキュービクル式蓄電池設備がいずれもウ(ア)から(ウ)までを満たすときは、一のキュービクル式蓄電池設備とそれに隣接するキュービクル式蓄電池設備との相互間の距離は不要であること</u> <u>カ ウの場合において、キュービクル式蓄電池設備の外箱が耐火性筐体であるときは、「同等以上の耐火性を有する材料で造られた外箱」として取り扱って差し支えないこと</u> [3 略] [第4 略] 第5 軽微な変更 [1 略] 2 軽微な変更の範囲 軽微な変更の範囲は次のとおりとする。 [(1) 略]	[3 同左] [第4 同左] 第5 [同左] [1 同左] 2 [同左] [(1) 同左]

改正後										改正前									
(2) 施設区分ごとの事項										(2) [同左]									
	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取換	補修	撤去		対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取換	補修	撤去
略										略									
125	移 送 取 扱所	<u>配管等</u>	<u>配管（地下配管を除く。）</u>				<u>△</u>	<u>△</u>		125	移 送 取 扱所	<u>その他設備機器等</u>	<u>土盛り等漏えい拡散防止設備</u>				<u>○</u>	<u>○</u>	
126	移 送 取 扱所	<u>配管等</u>	<u>配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等</u>	<u>△</u>	<u>△</u>	<u>△</u>	○	○	<u>○</u>	126	移 送 取 扱所	その他設備機器等	衝突防護設備				○	○	
127	移 送 取 扱所	<u>配管等</u>	<u>切替弁・制御弁等</u>				<u>○</u>	<u>○</u>		127	移 送 取 扱所	<u>その他設備機器等</u>	<u>ポンプ設備</u>					<u>△</u>	
128	移 送 取 扱所	<u>制御装置安全装置等</u>	<u>緊急遮断弁・安全弁等</u>				<u>△</u>	○		128	移 送 取 扱所	<u>その他設備機器等</u>	<u>切替弁・制御弁等</u>				<u>○</u>	○	
129	移 送 取 扱所	<u>機器等</u>	<u>ポンプ設備</u>				△	<u>△</u>		129	移 送 取 扱所	<u>その他設備機器等</u>	<u>緊急遮断弁</u>				△	<u>○</u>	
130	移 送 取 扱所	<u>機器等</u>	ピグ取扱装置				△	○		130	移 送 取 扱所	<u>その他設備機器等</u>	ピグ取扱装置				△	○	

改正後										改正前									
131	移 送 取 扱所	<u>機器等</u>	感震装置				△	○		131	移 送 取 扱所	<u>その他設 備機器等</u>	感震装置				△	○	
132	移 送 取 扱所	<u>機器等</u>	<u>漏えい検 知装置</u>				<u>△</u>	○		132	移 送 取 扱所	<u>その他設 備機器等</u>	<u>船舶から の荷卸し 又は荷揚 げに用い るローデ ィングア ーム先端 のカブラ 二</u>			<u>△</u>	<u>○</u>	○	<u>△</u>
133	移 送 取 扱所	その他設 備機器等	<u>漏えい検 知口</u>				○	○		133	移 送 取 扱所	その他設 備機器等	<u>巡回監視 車</u>				○	○	
<u>134</u>	<u>移 送 取 扱所</u>	<u>その他設 備機器等</u>	<u>船舶から の荷卸し 又は荷揚 げに用い るローデ ィングア ーム先端 のカブラ 二</u>			<u>△</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>△</u>	[新設]									
<u>135</u>	<u>移 送 取 扱所</u>	<u>その他設 備機器等</u>	<u>土盛り等 漏えい拡 散防止設 備</u>				<u>○</u>	<u>○</u>											
<u>136</u>	<u>移 送 取 扱所</u>	<u>その他設 備機器等</u>	<u>衝突防護 設備</u>				<u>○</u>	<u>○</u>											

改正後										改正前	
137	移送取扱所	その他設備機器等	巡回監視車				○	○			
〔(3) 略〕 〔3・4 略〕 〔第6 略〕 第2節 承認及び認可に関する基準 〔第1・第2 略〕 第3 予防規程認可基準 〔1・2 略〕 3 予防規程に定める事項 予防規程に定める事項は、規則第60条の2に規定するもののほか、次の各号に定める事項に応じ、当該各号に定めるものを具体的に記載すること 〔(1)～(8) 略〕 <u>(9) 規則第40条の3の3の2各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置に関する事項</u> <u>ア 次の業務を同時に行つた場合に、いずれの業務もおろそかにならないように具体的な対応方法等に関する措置</u> <u>(7) 専用タンクへの荷卸し作業の立会（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）</u> <u>(イ) 給油又は詰替え等の危険物取扱い作業</u> <u>(ロ) 危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行う(イ)の作業に対する立会又は監視</u> <u>(10) 規則第40条の3の6の2各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、緊急時の対応に関する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置に関する事項</u> <u>ア 緊急連絡先、事故時の具体的な措置、指示事項等の緊急時の対応に関する表示</u>										〔(3) 同左〕 〔3・4 同左〕 〔第6 同左〕 第2節 〔同左〕 〔第1・第2 同左〕 第3 〔同左〕 〔1・2 同左〕 3 〔同左〕 〔(1)～(8) 同左〕 <u>〔新設〕</u>	

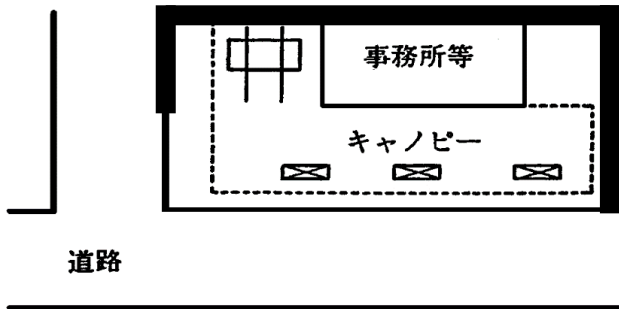
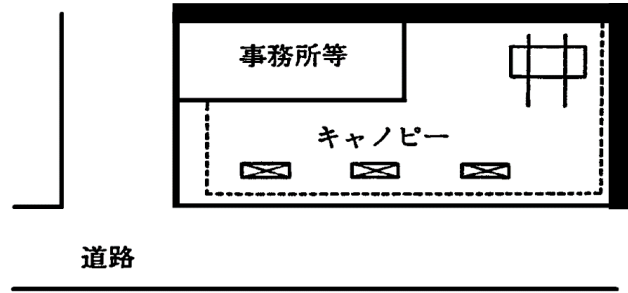
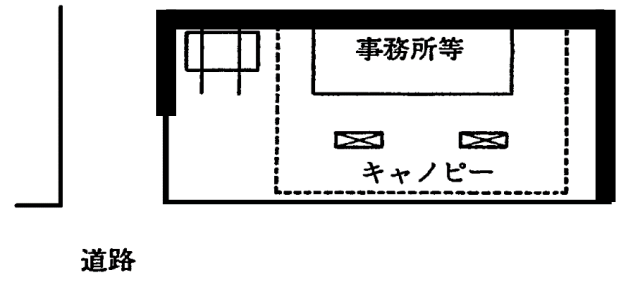
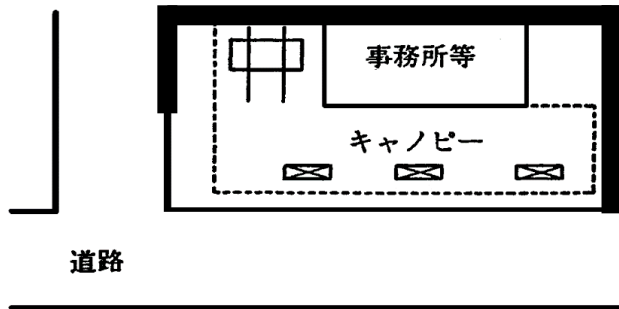
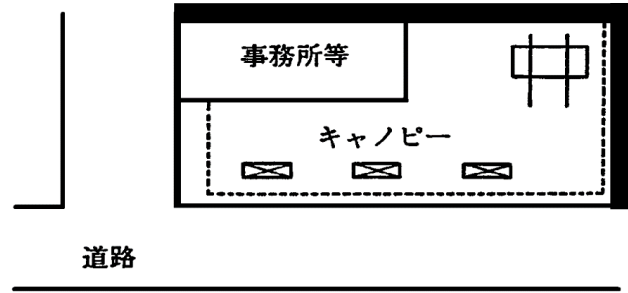
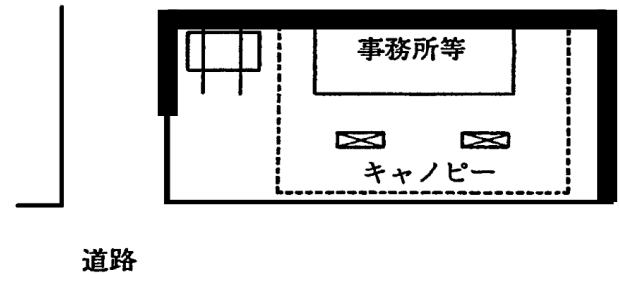
改正後	改正前
<u>イ 規則第40条の3の6の2各号の具体的な措置のほか、次に掲げる事項</u> <u>(ア) 不必要な物件が放置されないようするための管理の徹底</u> <u>(イ) 裸火の使用の禁止（災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。）。</u> <u>(ウ) 消火器等の消防用設備等の適切な設置</u> <u>(エ) 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保</u> <u>(オ) 給油取扱所関係者が不在となる場合における消火器等の追加設置、給油取扱所の事業者側における緊急時の対応に係る体制の確保、給油業務以外の利用者側における防火管理体制の確保、責任の所在の明確化等の火災予防上及び危険物の保安上の措置</u> <u>〔11～15 略〕</u> <u>16 次の場合は(1)から13)に加え、次に掲げる事項</u> <u>〔ア～ウ 略</u> <u>〔削る〕</u> <u>〔エ～オ 略</u> 第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準 第1節 製造所の基準 〔1～10 略〕 11 <u>屋外施設の構造</u>（政令第9条第1項第12号関係） <u>(1) 規則第13条の2の2第1号に規定する「危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置」は、次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 危険物の取扱方法及び数量を考慮した幅及び深さを有する溝等によって、溝等の外側に危険物が流出しない措置とすること</u>	<u>〔9～13 同左</u> <u>14 〔同左</u> <u>〔ア～ウ 同左</u> <u>エ 給油取扱所において営業時間外における販売等の業務を行う場合</u> <u>「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」（令和3年3月30日付け消防危第50号）2（(4)②を除く。）及び「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について（通知）」（令和3年6月30日付け消防規第185号）2に関する事項</u> <u>〔オ～カ 同左</u> 第3章 〔同左〕 第1節 〔同左〕 〔1～10 同左〕 11 <u>油分離装置</u>（政令第9条第1項第12号関係） <u>〔新設〕</u>

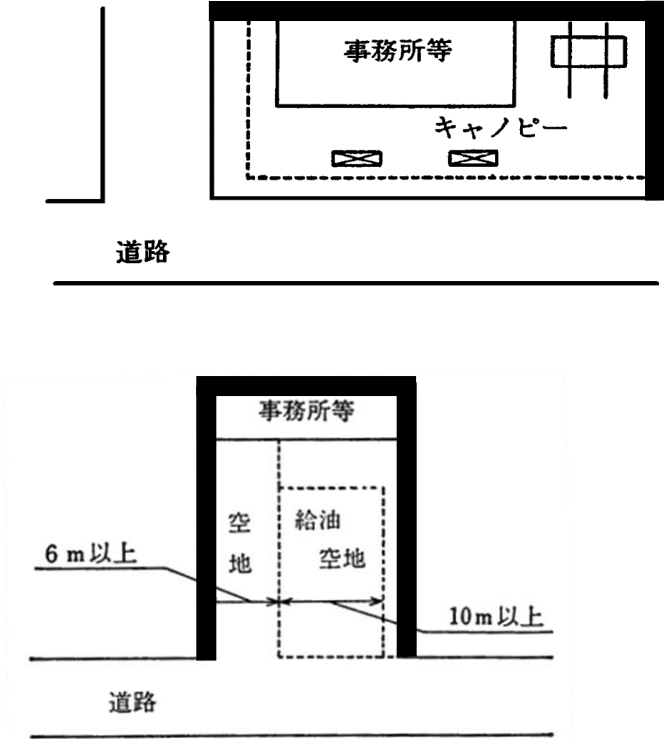
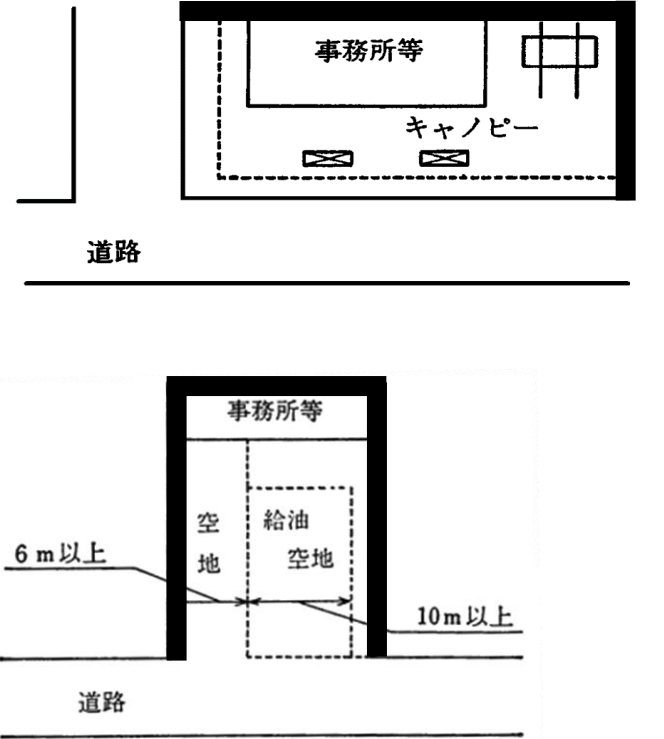
改正後	改正前
<u>イ 溝等は、その上部を車両等が通過する場合、車両等の重量によって変形しない構造とすること</u> <u>(2) 規則第13条の2の2第2号に規定する「危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置」は、危険物の取扱方法及び数量を考慮した高さ及び容量を有する囲い等によって、囲い等の外側に危険物が流出しない措置とすること</u> <u>[(3)・(4) 略]</u> [12 略] 13 避雷設備（政令第9条第1項第19号関係） (1) 避雷設備は、J I S <u>Z 9290-3 (2019)「雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」</u>に定める基準によるほか、次によること [ア～ウ 略] (2) 次に掲げる場合は、政令第9条第1項第19号に規定する「安全上支障がない場合」として、避雷設備を設けないことができる。 ア 同一の管理権原下にある他の危険物施設に附随する避雷設備（規則第13条の2の<u>3</u>規定する基準に適合するものをいう。以下同じ。）の保護範囲に含まれる場合 [イ 略] [14・15 略] 第2節 貯蔵所の基準 第1 屋内貯蔵所（政令第10条関係） [1～6 略] <u>7 固定式でない非防爆構造の電気機械器具等の使用（政令第24条第13号関係）</u> <u>(1) 次の要件に適合する屋内貯蔵所の内部については、政令第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」に該当しない。</u> <u>ア 屋内貯蔵所において、貯蔵に伴う少量の危険物の詰替え、小分け行為、混合等の取り扱いが行われていないこと</u>	<u>[(1)・(2) 同左]</u> [12 同左] 13 [同左] (1) 避雷設備は、J I S <u>A 4201:2003「建築物等の雷保護」</u>に定める基準によるほか、次によること [ア～ウ 同左] (2) 次に掲げる場合は、政令第9条第1項第19号に規定する「安全上支障がない場合」として、避雷設備を設けないことができる。 ア 同一の管理権原下にある他の危険物施設に附随する避雷設備（規則第13条の2の<u>2</u>規定する基準に適合するものをいう。以下同じ。）の保護範囲に含まれる場合 [イ 同左] [14・15 同左] 第2節 [同左] 第1 [同左] [1～6 同左] <u>[新設]</u>

改正後	改正前
<u>イ 政令第10条第1項第12号に規定する「危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な換気のための設備」が正常に稼働していること。また、引火点が70度未満の危険物の貯蔵倉庫にあっては、同号に規定する「内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備」が正常に稼働していること</u> <u>(2) (1)の要件に適合する屋内貯蔵所において、固定式でない非防爆構造の電気機械器具等を使用する場合は、防爆構造の可燃性ガス検知機を常時稼働させ、安全を確認すること</u> <u>(3) 屋内貯蔵所内で危険物の漏えい事故等が発生した場合には、固定式でない非防爆構造の電気機械器具等の使用を直ちに停止し、電源を遮断するとともに、屋内貯蔵所の外へ退避し、安全が確認されるまでの間は、屋内貯蔵所内で当該電気機械器具等を使用しないこと</u> 第2 屋外タンク貯蔵所（政令第11条関係） 〔1～18 略〕 19 ポンプ設備（政令第11条第1項第10号の2関係） (1) 屋外に設ける場合は、次によること 〔ア・イ 略〕 <u>ウ「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」とは、製造所の基準（第1節、11(1)、(2)）の例によること</u> 〔エ 略〕 (2) 屋内に設ける場合は、(1). <u>エ</u>によるほか、点検等が容易に行えるように設けると 〔20～26 略〕 〔第3～8 略〕 第3節 取扱所の基準 第1 給油取扱所（政令第17条関係） 1 屋外給油取扱所（政令第17条第1項関係） 〔(1)～(10) 略〕 (11) 給油取扱所の建築物等（政令第17条第1項第16号及び第17号関係）	第2 〔同左〕 〔1～18 同左〕 19 〔同左〕 〔(1) 同左〕 〔ア・イ 同左〕 <u>〔新設〕</u> 〔<u>ウ</u> 同左〕 (2) 屋内に設ける場合は、(1). <u>ウ</u>によるほか、点検等が容易に行えるように設けると 〔20～26 同左〕 〔第3～8 同左〕 第3節 〔同左〕 第1 〔同左〕 1 〔同左〕 〔(1)～(10) 同左〕 (11) 〔同左〕

改正後	改正前
可燃性蒸気滞留範囲 60 cm 固定給油設備 電気設備収納部 タンク部 尿素水溶液供給機 60 cm 図6 尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ） (i) プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること（図7参照） (尿素水溶液供給機設置例) 尿素水溶液供給機 落差確保のための架台 アイランドの基礎 通常的使用方法において容易に移動、転倒しないよう固定。 (固定方法の例 ①) ボルト (固定方法の例 ②) 押さえ金具等 ボルト	

改正後	改正前
<u>キ 規則第25条の5第2項第5号イ(1)に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」及び規則第25条の5第2項第5号ハただし書きに規定する「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」は、別記16「急速充電設備の可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所」によること</u> 〔16・17 略〕 2 屋内給油取扱所（政令第17条第2項） (1) 屋内給油取扱所の定義 〔ア・イ 略〕 ウ 規則第25条の6に規定する「火災の予防上安全であると認められるもの」とは、次のものをいう。ただし、給油取扱所を建築物内に設置するもの又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない。（図8参照） 〔(7)・(4) 略〕 事務所等 上屋 隙間 0.2m 以上 隙間 1m 以上 2面が道路に面している（上屋：単独） 上屋が塙又は壁から1m以上離れている 事務所等 上屋 隙間 0.2m 以上 隙間 1m 以上 2面が道路に面している（上屋：複数） 上屋が塙又は壁から1m以上離れている 事務所等 上屋 隙間 0.2m 以上 隙間 1m 以上 1面が道路に面している（上屋：単独） 上屋が塙又は壁から1m以上離れている $S = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$ 図8 火災の予防上安全であると認められる例 〔(2)～(7) 略〕 (8) 二方開放（政令第17条第2項第9号関係） ア 二方開放とは、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方が、自動車等の出入りする側又は規則第25条の8に規定する避難上及び通風上有効な	〔17・18 同左〕 2 〔同左〕 (1) 〔同左〕 〔ア・イ 同左〕 ウ 規則第25条の6に規定する「火災の予防上安全であると認められるもの」とは、次のものをいう。ただし、給油取扱所を建築物内に設置するもの又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない。（図6参照） 〔(7)・(4) 同左〕 事務所等 上屋 隙間 0.2m 以上 隙間 1m 以上 2面が道路に面している（上屋：単独） 上屋が塙又は壁から1m以上離れている 事務所等 上屋 隙間 0.2m 以上 隙間 1m 以上 2面が道路に面している（上屋：複数） 上屋が塙又は壁から1m以上離れている 事務所等 上屋 隙間 0.2m 以上 隙間 1m 以上 1面が道路に面している（上屋：単独） 上屋が塙又は壁から1m以上離れている $S = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$ 図6 火災の予防上安全であると認められる例 〔(2)～(7) 同左〕 (8) 〔同左〕 ア 二方開放とは、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方が、自動車等の出入りする側又は規則第25条の8に規定する避難上及び通風上有効な

改正後	改正前
空地に開放されていることをいう。(図9参照)   	空地に開放されていることをいう。(図7参照)   

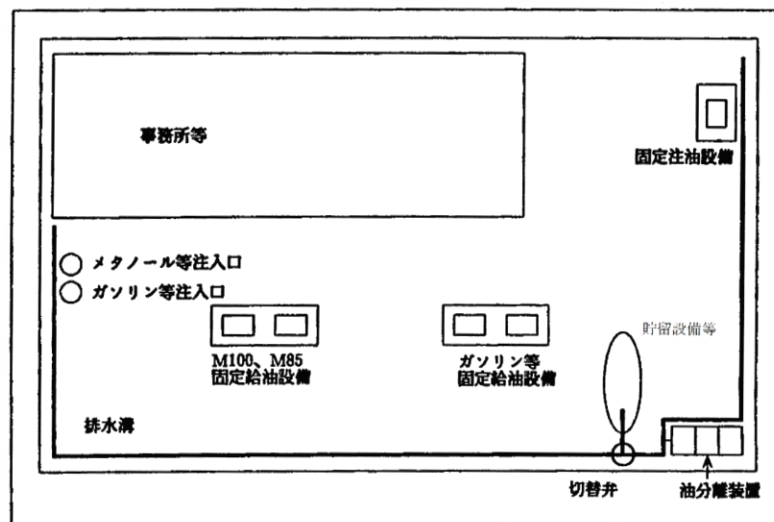
改正後	改正前
 事務所等 キャンピー 道路 6 m 以上 空地 給油空地 10 m 以上 道路	 事務所等 キャンピー 道路 6 m 以上 空地 給油空地 10 m 以上 道路
図 9 [イ 略] [(9)～(12) 略] [3～6 略] 7 メタノール等を取り扱う給油取扱所（政令第17条第4項関係） [(1) 略] (2) 危険物の流出防止措置 給油空地等に排水溝、油分離装置、切替弁及び貯留設備を設けることは、政令第17条第1項第5号に規定する危険物の流出防止措置の一例として考えられること。 なお、当該設備を設ける場合は、次によること ア 排水溝、油分離装置、切替弁及び貯留設備の接続は、次のとおりとすること（図	図 7 [イ 同左] [(9)～(12) 同左] [3～6 同左] 7 [同左] [(1) 同左] (2) 危険物の流出防止措置 給油空地等に排水溝、油分離装置、切替弁及び貯留設備を設けることは、政令第17条第1項第5号に規定する危険物の流出防止措置の一例として考えられること。 なお、当該設備を設ける場合は、次によること ア 排水溝、油分離装置、切替弁及び貯留設備の接続は、次のとおりとすること（図

改正後	改正前
<u>10</u>参照) [イ・ウ 略] エ 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分と、給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地（以下「その他の空地」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合は、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分に設ける専用の排水溝には切替弁及び貯留設備を設け、その他の空地の周囲に設ける専用の排水溝には油分離装置のみを設けることとして差し支えない。この場合、固定給油設備等のホース機器は、それぞれの存する給油空地等のうち、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分又はその他の空地に設けられた専用の排水溝（メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器とメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備等のホース機器との間に存する部分に限る。）との間に、表5に定める距離を保つこと（図<u>10</u>参照） (3) 専用タンク等（規則第28条の2第2号関係） ア 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等 (7) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合にあっては、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に、排水溝を設けて差し支えない。（図<u>10</u>参照） [(i) 略] (9) 排水溝、切替弁及び収容設備（漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備をいう。以下同じ。）の接続は、次のとおりとすること（図<u>10</u>参照） [(エ)～(カ) 略] イ 貯留設備等の兼用 注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備は、給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及び貯留設備と兼ねることができる。（図<u>10</u>参照） [ウ～カ 略]	<u>8</u>参照) [イ・ウ 同左] エ 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分と、給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地（以下「その他の空地」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合は、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分に設ける専用の排水溝には切替弁及び貯留設備を設け、その他の空地の周囲に設ける専用の排水溝には油分離装置のみを設けることとして差し支えない。この場合、固定給油設備等のホース機器は、それぞれの存する給油空地等のうち、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分又はその他の空地に設けられた専用の排水溝（メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器とメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備等のホース機器との間に存する部分に限る。）との間に、表5に定める距離を保つこと（図<u>8</u>参照） (3) [同左] ア [同左] (7) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合にあっては、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に、排水溝を設けて差し支えない。（図<u>8</u>参照） [(i) 同左] (9) 排水溝、切替弁及び収容設備（漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備をいう。以下同じ。）の接続は、次のとおりとすること（図<u>8</u>参照） [(エ)～(カ) 同左] イ 貯留設備等の兼用 注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備は、給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及び貯留設備と兼ねることができる。（図<u>8</u>参照） [ウ～カ 同左]

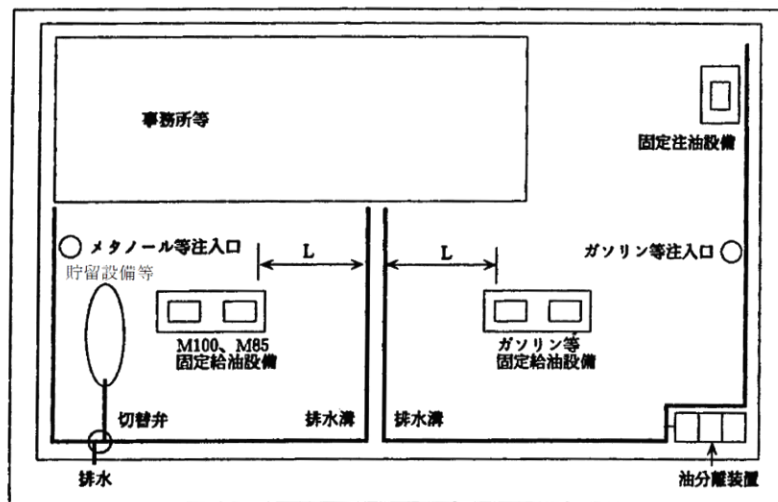
改正後

[(4)・(5) 略]

給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝と兼用）の例



メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例

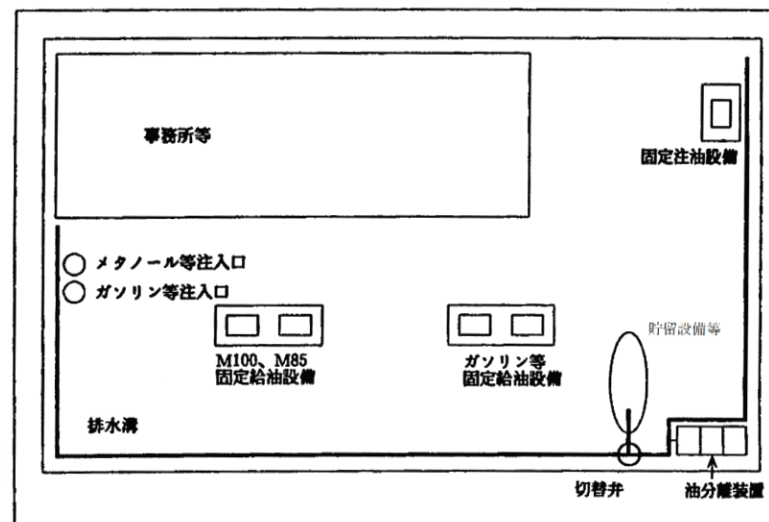


注 Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること

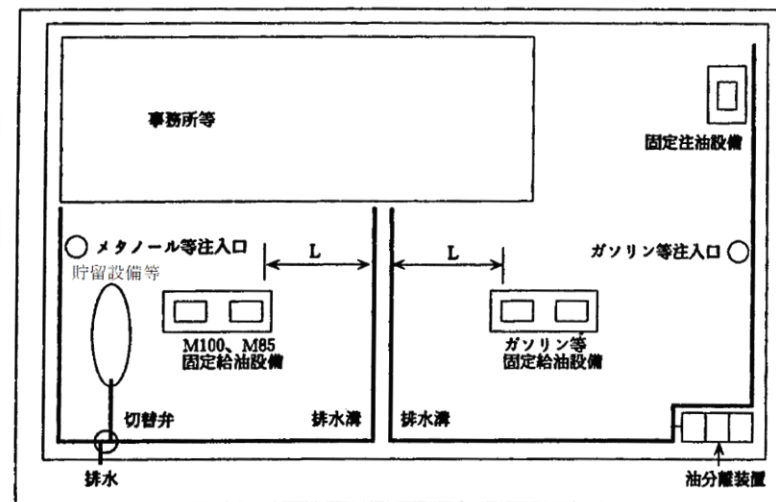
改正前

[(4)・(5) 同左]

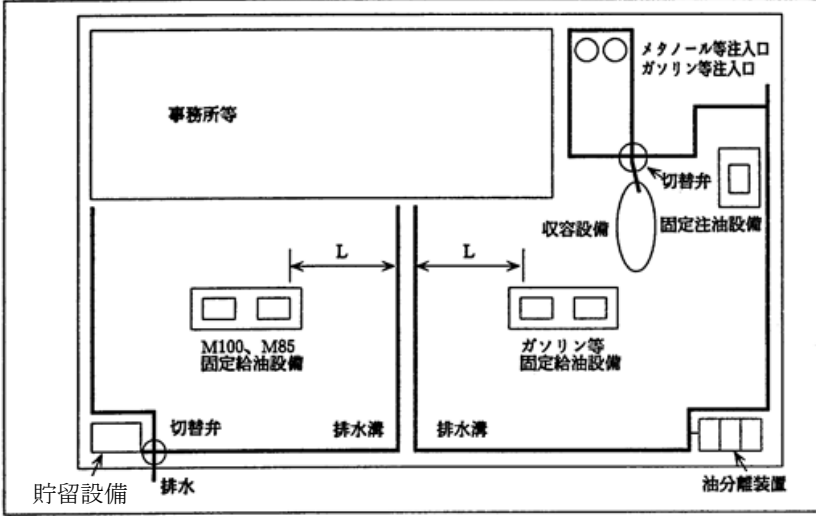
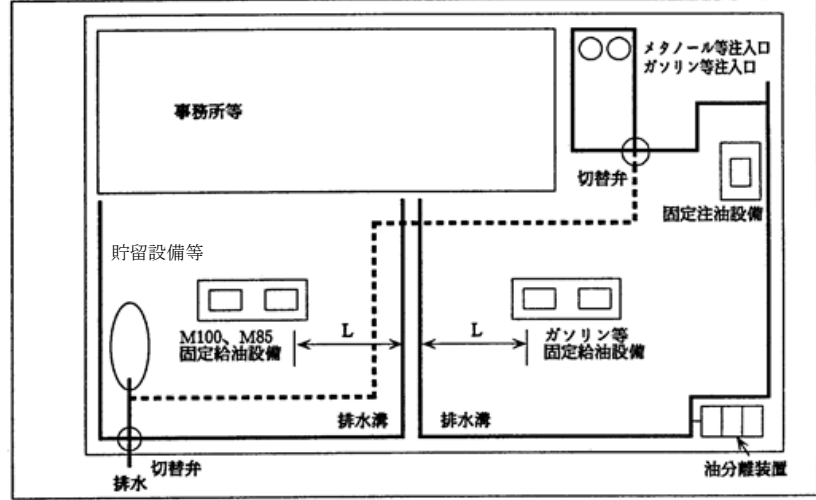
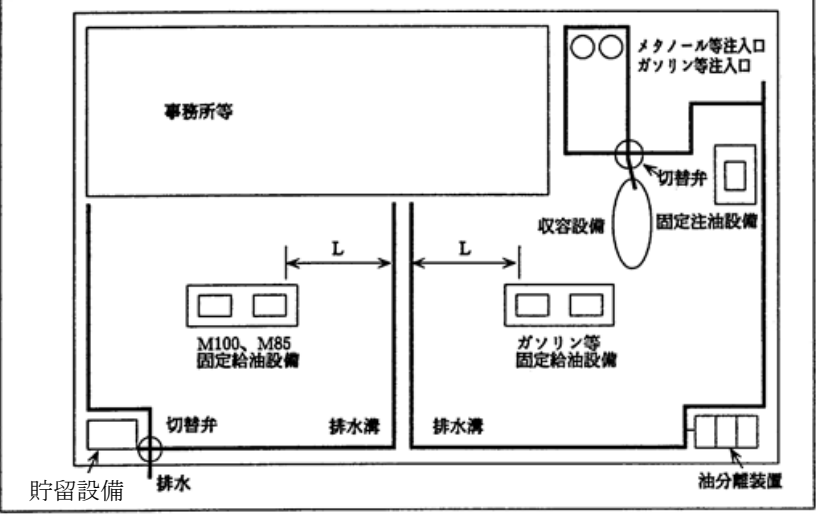
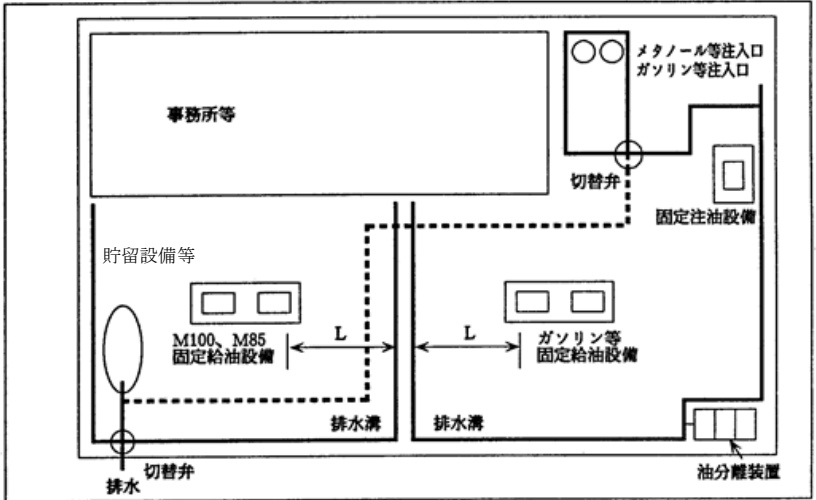
給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝と兼用）の例



メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



注 Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること

改正後	改正前
メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例  注 Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る収容設備を兼用）の例  注 Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること	メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例  注 Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る収容設備を兼用）の例  注 Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること
図10 メタノール等を取り扱う給油取扱所における、排水溝、切替弁、油分離装置、貯	図8 メタノール等を取り扱う給油取扱所における、排水溝、切替弁、油分離装置、貯留

改正後	改正前
留設備及び収容設備の接続例 [8 ・ 9 略] 10 貯蔵及び取扱いの基準（政令第24条・第27条関係） [(1) 略] <u>(2) 固定給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定されたタンクに注入する作業（政令第27条第6項関係）</u> <u>ア ガソリンを容器へ詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと</u> <u>イ 軽油を車両に固定したタンクへ注入する作業は、規則第 25 条の2第2号ホの注入管の先端をタンクの底部に着けた状態で行うこと</u> [(3)～(5) 略] <u>(6) 給油の業務が行われていないときの措置（政令第27条第6項関係）</u> [ア 略] イ 規則第40条の3の6の2 <u>第1号</u>に規定する「係員以外の者を近寄らせないための措置」とは、<u>カラーコーン及びコーンバーによる進入防止等の措置をいう。</u> <u>ウ 規則第40条の3の6の2第2号に規定する「みだりに操作を行わせないための措置」とは、保護カバーの設置又はノズルの施錠によるほか、電源遮断等の措置をいう。</u> <u>エ 規則第40条の3の6の2第3号に規定する「係員以外の者を近寄らせないための措置」とは、施設の利用に供さない部分への施錠等の措置をいう。</u> <u>オ 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りにあつては、原則として、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者による管理が必要であること。給油取扱所の所有者等と給油業務が行われていないときに出入りする者が異なる場合は、契約、覚書等によって防火管理及び施設等の管理責任を明確化すること。この場合においても、危険物保安監督者等が給油取扱所の危険物保安を行う必要があること</u> [(7)～(9) 略]	設備及び収容設備の接続例 [8 ・ 9 同左] 10 [同左] [(1) 同左] <u>[新設]</u> [(2)～(4) 略] [(5) 同左] [ア 同左] イ 規則第40条の3の6の2に規定する「係員以外の者を近寄らせないための措置」とは、<u>進入禁止区域を設定し、パイロン、ロープ又は侵入防止柵の設置若しくは施錠することをいい、「みだりに操作を行わせないための措置」とは、保護カバー、施錠又は電源遮断等をいう。</u> <u>[新設]</u> [(6)～(8) 略]

改正後	改正前
[第2 略] 第3 一般取扱所（政令第19条関係） [1 略] 2 政令第19条第2項に規定する一般取扱所 [(1)～(8) 略] (9) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（規則第28条の54第9号及び第28条の60の4） ア 告示第68条の2の2の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられること [（ア） 略] （イ） ＵＬ（米国保険業者安全試験所）<u>1973又は9540</u>に適合するもの [イ～エ 略] <u>オ 次のいずれかに該当する場合、①可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備を設ける措置、②床（屋外の場合は地盤面）を危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設ける措置、③電気設備を防爆構造とする措置については、政令第23条の規定を適用し、当該措置を講じないことができる。</u> <u>（ア） 蓄電池等を地上高さ3 mからコンクリートの床面に落下させる試験（以下「落下試験」という。）を実施し、内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認されない蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合</u> <u>（イ） 蓄電池等を4.0kg以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包したものを3 m（蓄電池等を2.8kg以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包する場合は6 m）以下の高さで貯蔵し、又は取り扱う場合</u> <u>（ウ） 耐火性収納箱内の蓄電池等又は耐火性筐体の周囲にオイルパンを設置すること等により流出防止措置を講じて貯蔵し、又は取り扱う場合</u> <u>（エ） オ（ア）の落下試験による漏液や可燃性蒸気の漏れの確認については、事業者の実施した試験結果等を活用して差し支えないこと。また、落下試験については、事業者の選択により単電池、組電池、単電池又は組電池及び電気配線等か</u>	[第2 同左] 第3 [同左] [1 同左] 2 [同左] [(1)～(8) 同左] (9) [同左] ア [同左] （ア） [同左] （イ） ＵＬ（米国保険業者安全試験所）<u>9540 A 又は1973</u>に適合するもの [イ～エ 同左] <u>[新設]</u>

改正後	改正前
<u>ら構成される製品又は蓄電池設備のいずれで実施しても差し支えないこと</u> [3 略] [第4節 略] [別記1～別記15 略] <u>[削る]</u>	[3 同左] [第4節 同左] [別記1～別記15 同左] <u>別記16 電気自動車用急速充電設備の設置基準</u> <u>1 急速充電設備の定義について</u> <u>急速充電設備とは、電気自動車（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいうこと。なお、急速充電設備は政令第17条第1項第21号に規定する電気設備であること</u> <u>2 急速充電設備に係る安全対策について</u> <u>急速充電設備は、次に掲げる措置が講じられた構造とすること</u> <u>(1) 急速充電設備の筐体は不燃性の金属材料で造ること</u> <u>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること</u> <u>(3) 雨水等の浸入防止措置を講ずること</u> <u>(4) 急速充電設備と電気自動車が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること</u> <u>(5) 急速充電設備と電気自動車の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること</u> <u>(6) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること</u> <u>(7) 漏電、地絡又は制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること</u> <u>(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること</u> <u>(9) 急速充電設備において、異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること</u>

改正後	改正前
	<u>(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること</u> <u>(11) 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものにあつては、前各号に掲げる措置のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること</u> <u>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合に</u> <u>は、急速充電設備を停止させる措置を講ずること</u> <u>イ 異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急</u> <u>速充電設備を停止させる措置を講ずること</u> <u>3 急速充電設備を給油取扱所に設置する場合の安全対策について</u> <u>前項に掲げる安全対策を講じた急速充電設備を給油取扱所に設置する場合には、次に掲</u> <u>げる安全対策を講ずること</u> <u>(1) 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設ける場合</u> <u>ア 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）</u> <u>は、事務所等、危険物流出事故が発生した場合に容易に操作することが可能な場所に</u> <u>設けること</u> <u>イ 急速充電設備は、別記4「危険場所における電気設備の基準」に定める危険場所以</u> <u>外の場所及び給油又は注油に支障のない場所に設置すること</u> <u>ウ 急速充電設備の使用状況について、従業員等が目視により監視することができない</u> <u>場合には、監視設備の設置等必要な措置を講ずること</u> <u>(2) 緊急遮断装置を設けない場合</u> <u>ア 急速充電設備は、次に掲げる範囲以外の場所及び給油又は注油に支障のない場所に</u> <u>設置すること</u> <u>(ア) 懸垂式以外の固定給油設備の周囲 60 センチメートルまでの範囲、かつ、固定給</u> <u>油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11</u> <u>メートルまでで、基礎又は地盤面からの高さ 60 センチメートルまでの範囲</u> <u>(イ) 懸垂式の固定給油設備の端面から水平方向 60 センチメートルまでで、地盤面ま</u> <u>での範囲、かつ、固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、そ</u> <u>の交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11 メー</u> <u>トルまでで、地盤面からの高さ 60 センチメートルまでの範囲</u>

改正後	改正前
	(㉞) 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 14 メートルまでで、地盤面からの高さ 60 センチメートルの範囲 (エ) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大下り勾配となっている直線から水平方向 16 メートルまでで、地盤面からの高さ 60 センチメートルまでの範囲 (オ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5 メートルまでの範囲 図 1 固定給油設備（エアーギャップがない場合）の周囲の急速充電設備を設置できない範囲 図 2 懸垂式の固定給油設備の周囲の急速充電設備を設置できない範囲

改正後

改正前

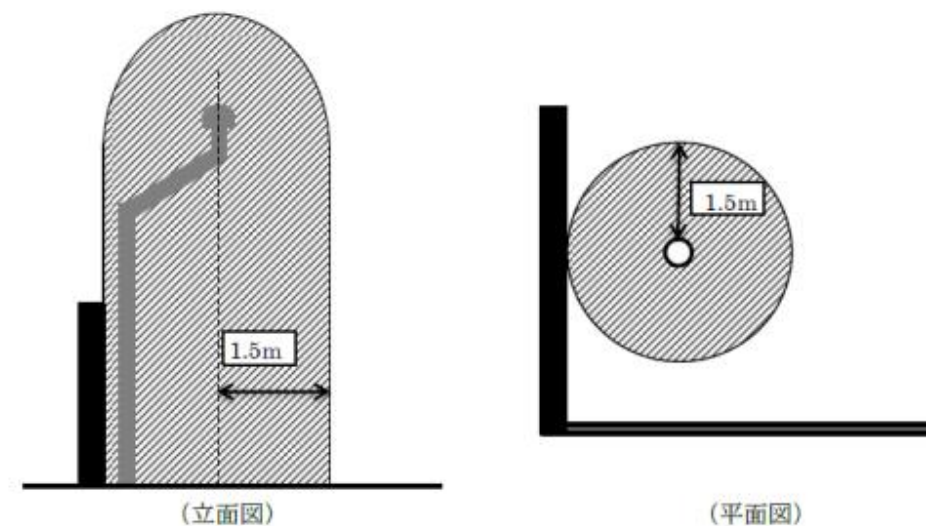


図3 通気管の周囲の急速充電設備を設置できない範囲

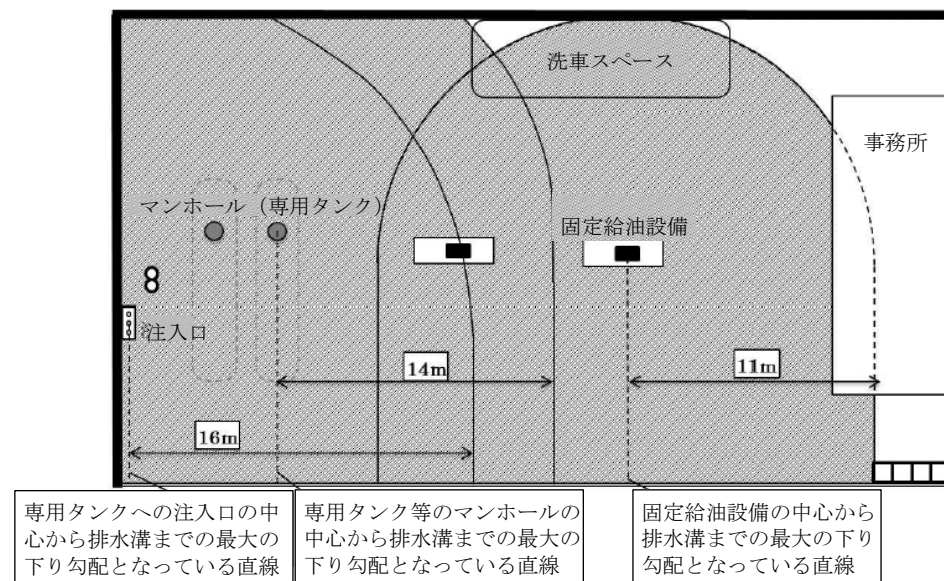
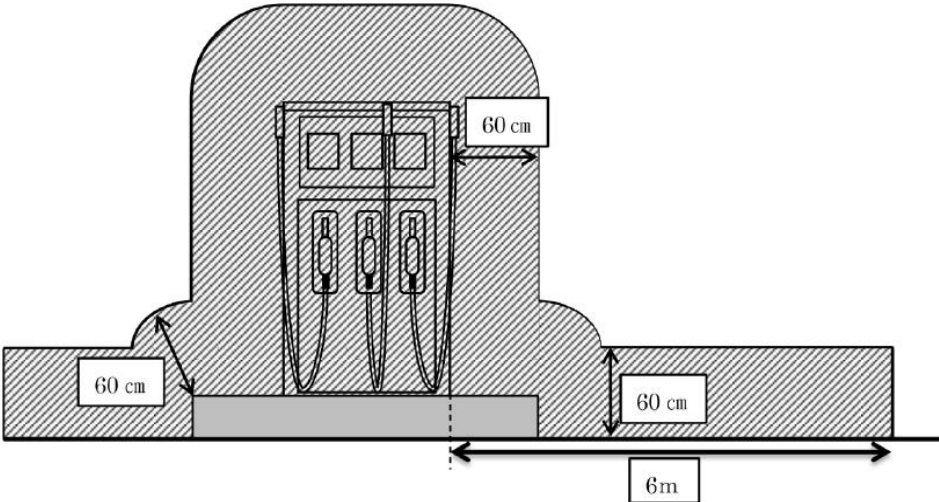


図4 給油取扱所の急速充電設備を設置できない範囲 (平面図)

イ 急速充電設備の使用状況について、従業員等が目視により監視することができない

改正後	改正前
<u>別記 16 急速充電設備の可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所</u> <u>1 次の(1)から(3)以外の場所は、規則第 25 条の 5 第 2 項第 5 号イ (1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱うこと</u> <u>(1) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向 6 m まで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の周囲 60cm までの範囲</u> <u>(2) 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向 6 m まで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向 60cm まで、地盤面までの範囲</u> <u>(3) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5m までの範囲</u> <u>可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図（斜線部分以外）</u>  <u>図 1 固定給油設備の周囲</u>	<u>場合には、監視設備の設置等必要な措置を講ずること</u> <u>[新設]</u>

改正後

改正前

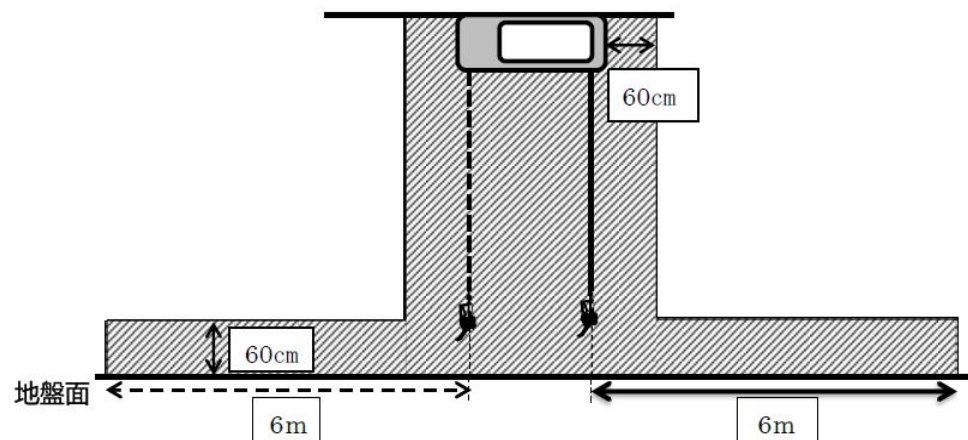


図2 懸垂式の固定給油設備の周囲

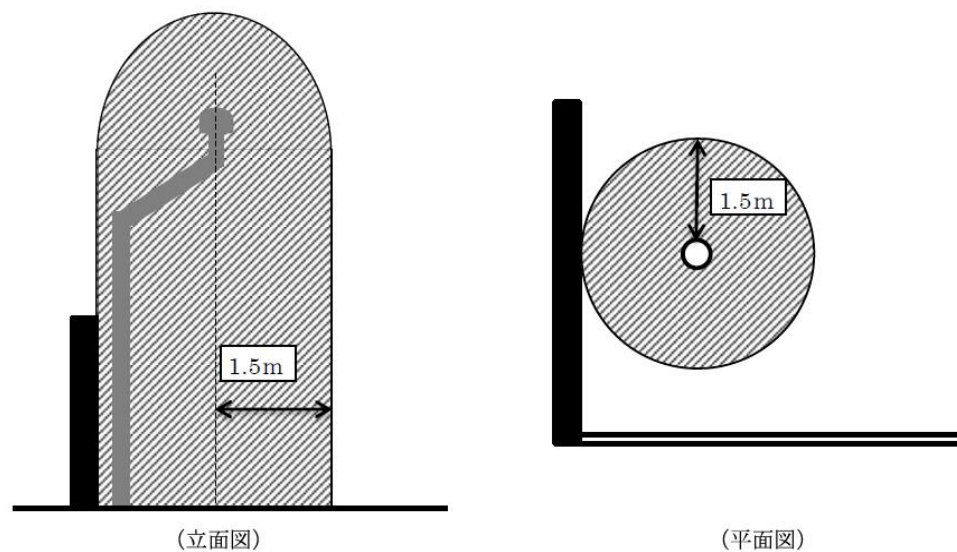
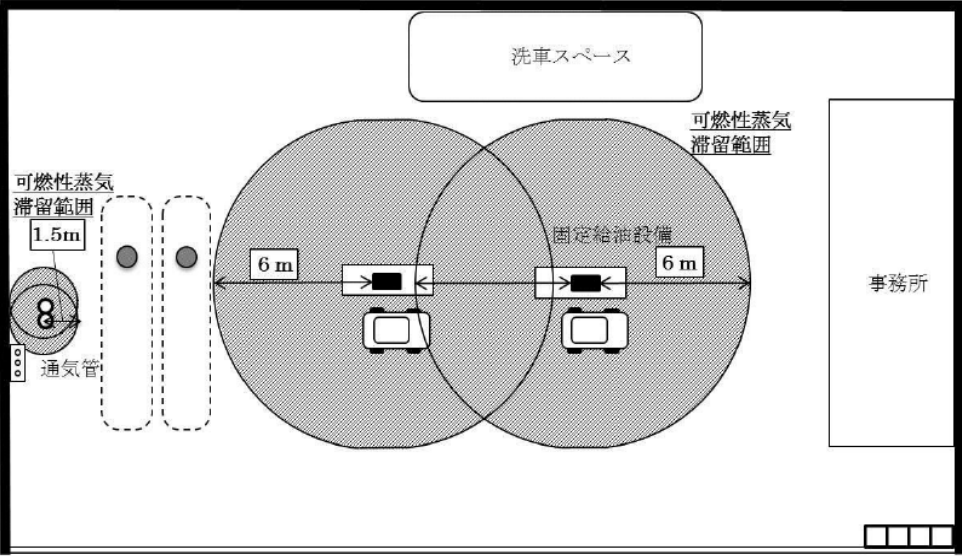
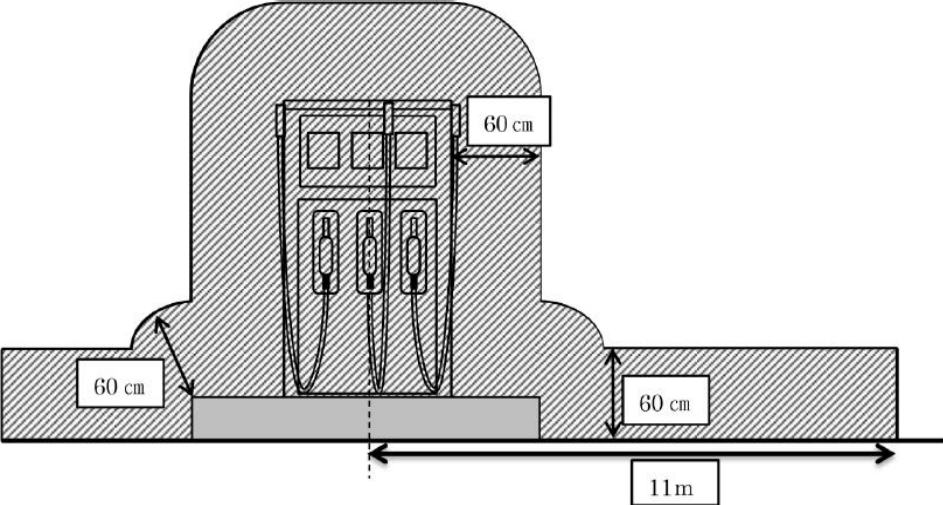


図3 通気管の周囲

改正後	改正前
	
<u>図 4 給油取扱所（平面図）</u> <u>2 次の(1)から(6)以外の場所は、規則第 25 条の 5 第 2 項第 5 号ただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱うこと</u> <u>(1) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、周囲 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲</u> <u>(2) 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向 60cm までで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲</u> <u>(3) 専用タンク等のマンホールを中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 14m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲</u> <u>(4) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から</u>	

改正後	改正前
<u>水平方向 16mまでで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲</u> <u>(5) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5m までの範囲</u> <u>(6) 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲</u> <u>危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図（斜線部分以外）</u>  <u>図 5 固定給油設備の周囲</u>	

改正後

改正前

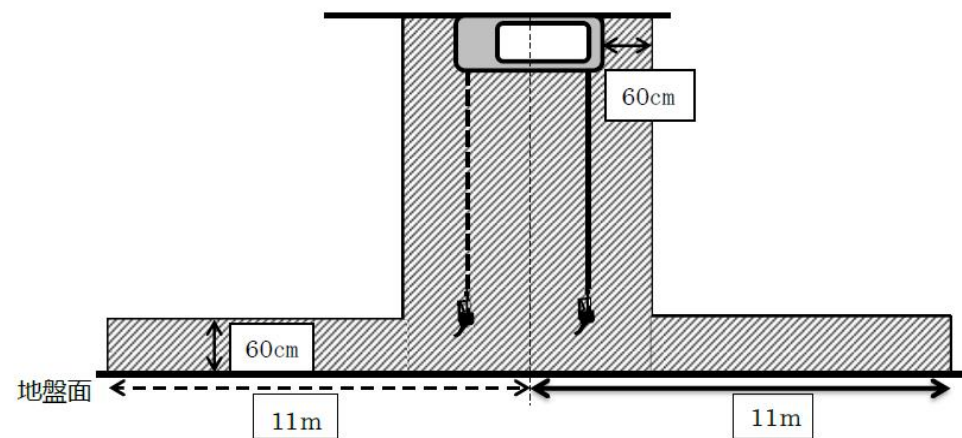


図6 懸垂式の固定給油設備の周囲

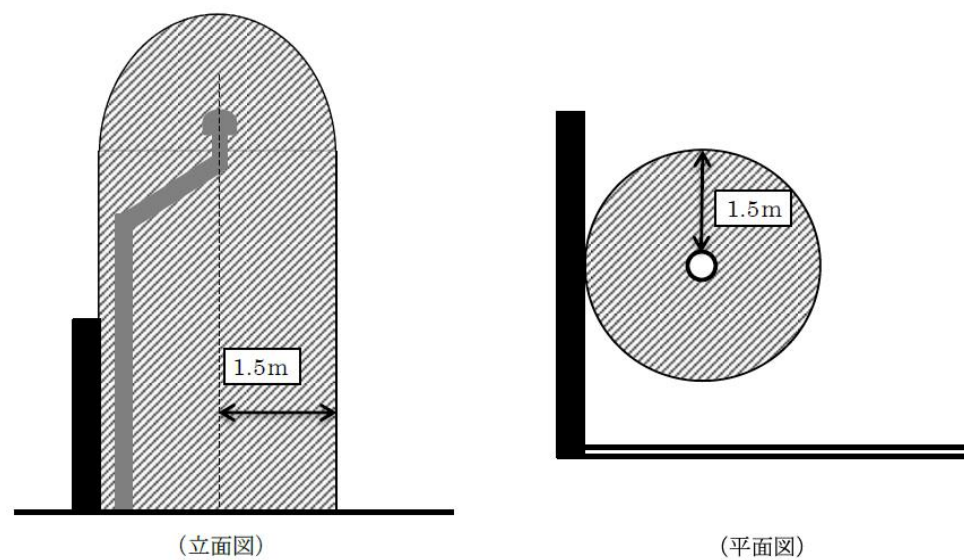


図7 通気管の周囲

改正後	改正前
図 8 給油取扱所 (平面図)	
[別記17・18 略]	[別記17・18 同左]
別記 19 リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について	[新設]
第 1 運用の適用対象とするリチウムイオン蓄電池	
1 対象とする蓄電池等	
リチウムイオン蓄電池 (リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される製品を含む。) 又はリチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備 (以下「蓄電池設備」という。) (以下「蓄電池等」という。) であって、次に掲げるものを対象とする。	
(1) 電気用品の技術上の基準を定める省令 (平成 25 年経済産業省令第 34 号) に定める技術基準に適合している蓄電池等 (2) 次に掲げるいずれかの基準に適合している蓄電池等 ア 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準 (UN38.3) イ 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 3 章に定める保安基準	

改正後	改正前
<u>ウ 日本産業規格のうち、次に掲げるもの</u> <u>(7) JIS C 8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム－第2部：安全性要求事項」</u> <u>(4) JIS C 4441「電気エネルギー貯蔵システム－電カシステムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項－電気化学的システム」</u> <u>(3) (1)又は(2)と同等以上の安全性を有すると認められる蓄電池等</u> <u>2 補足事項</u> <u>(1) 蓄電池等が1(1)に該当することについては、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第10条に基づく表示（PSEマーク）により確認すること。また、蓄電池等が1(2)又は(3)に該当することについては、事業者が実施している試験結果により確認すること</u> <u>(2) 1(3)の蓄電池等としては、例えば、次のものが考えられること</u> <u>ア IEC（国際電気標準会議）62619 又は 62933-5-2 に適合するもの</u> <u>イ UL（米国保険業者安全試験所）1973 又は 9540 に適合するもの</u> <u>(3) 第2に定める基準に適合する箱（以下「耐火性収納箱」という。）に収納して蓄電池等を貯蔵する場合、次のア及びイの条件を満たすときは、本文第2章第1節第3(8)ア及び第3章第3節第3.2(9)オの適用対象として差し支えないこと。なお、この場合、例えば、大量の廃棄品（リサイクル予定のものを含む。）を箱に収納して貯蔵する場合が想定されること</u> <u>ア 製造時点等において1(1)から(3)までのいずれかに該当し、又は第3に定める基準に適合することが確認されていた蓄電池等であること</u> <u>イ 次のいずれかに該当するリチウムイオン蓄電池が概ね10%未満であることが目視等により確認できること</u> <u>(7) 腐食や損傷等によりリチウムイオン蓄電池の内部構造が露出しているもの</u> <u>(4) 液漏れが発生していることが明らかに確認できるもの</u> <u>第2 耐火性収納箱等の基準について</u> <u>耐火性収納箱等は、1の耐火性能試験に合格する材料等で造られ、かつ、2の条件に適合するものであること</u>	

改正後	改正前
<u>1. 耐火性能試験</u> (1) <u>の方法により試験を実施し、その結果が(2)の基準に適合すること</u> (1) <u>試験方法</u> ア <u>第一試験は、次により行う。</u> <u>(ア) 加熱炉に1枚の試験材を設置する。</u> <u>(イ) 加熱炉により、(ア)の試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認する。</u> <u>(ウ) 試験材の一辺の長さは30cm以上とする。</u> <u>(エ) 加熱は、炉内の温度の時間経過が次式で表される数値となるようにする。</u> <u>$T = 345 \log_{10} (8t + 1) + 20$</u> <u>(Tは平均炉内温度 (℃)、tは試験の経過時間 (分))</u> イ <u>第二試験は、次により行う。</u> <u>(ア) 加熱炉に2枚の試験材を下図のように設置する。</u> <u>(イ) 試験材の間隔は4cm以内とする。</u> <u>(ウ) 加熱炉により、一の試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を計測する。</u> <u>(エ) 試験材の一辺の長さはア(ウ)の例による。</u> <u>(オ) 加熱は、ア(エ)の例による。</u> <u>第二試験図 (イメージ)</u>	

改正後	改正前
(2) <u>合格基準</u> <u>次のア及びイを満足する場合に、この試験に合格するものと判定する。</u> <u>ア 第一試験において、試験開始から 60 分間非加熱面が次の(7)から(9)までを満たすこと</u> <u>(7) 非加熱面へ 10 秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと</u> <u>(4) 非加熱面で 10 秒を超えて継続する発炎がないこと</u> <u>(9) 火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと</u> <u>イ 第二試験において、試験開始から 60 分後における(1)イ(9)の温度が 80℃を超えないこと</u> <u>2 耐火性収納箱等の条件</u> <u>(1) 炎又は熱が容易に伝播する隙間を有さないものであること</u> <u>(2) 耐火性筐体に開口部（換気口、コネクタの接続口等を含む。）を設けるものにあつては、当該開口部を設けた部分が第 1 に掲げる試験に合格するものであること</u> <u>(3) 耐火性収納箱等に許容最大重量の物品を収納した場合（耐火性収納箱等を積み重ねて使用するものにあつては、許容最大重量の物品を収納した箱を最大積載高さ（最大 6 m）まで積み重ねた場合）において、水平に対し 15° 傾けた場合、転倒しないこと</u> <u>(4) 耐火性収納箱等を積み重ねて使用するものにあつては、許容最大重量の物品を収納した箱を最大積載高さ（最大 6 m）まで重ねて積載した場合において、最下段の耐火性収納箱等の上部にかかる荷重によって生じる当該箱の鉛直方向の応力が許容の範囲を超えないものであること。</u> <u>なお、この場合の安全率は 3 以上を目安とすること</u> <u>(5) 機械により荷役するものにあつては、当該荷役により加わる衝撃に対して十分な強度を有するものであること。</u> <u>なお、この場合の強度を確認する方法としては、例えば、JIS Z 0200 片支持落下試験の方法 B が考えられること</u> <u>(6) 耐火性収納箱等には、次に掲げる事項がその見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること</u> <u>ア 耐火性収納箱等の許容最大重量</u>	

改正後	改正前
<u>イ 耐火性収納箱等の最大積載高さ及び最大積み重ね荷重（耐火性収納箱等を積み重ねて使用するものに限る。）</u> <u>ウ 積み重ね不可である旨の表示（耐火性収納箱等を積み重ねて使用するもの以外のものに限る。）</u> <u>エ 機械荷役不可である旨の表示（機械により荷役するもの以外のものに限る。）</u> <u>第3 蓄電池等の耐火性に関する基準について</u> <u>1の方法により試験を実施し、その結果が2の基準に適合するものであること</u> <u>1 試験方法</u> (1) <u>満充電にした蓄電池等を周囲温度 25±5℃で安定させる。</u> (2) <u>(1)の蓄電池等を恒温槽内に置く等により、蓄電池等に次のいずれかの温度変化を加える。</u> <u>ア 25±5℃から 5±2℃/分の温度上昇で 85±5℃まで昇温し、85±5℃で 180 分間保持する。</u> <u>イ 25±5℃から直ちに 85±5℃まで昇温し、85±5℃で 200 分間保持する。</u> <u>2 合格基準</u> <u>蓄電池等に発火又は破裂が生じないこと</u>	

備考 表中の[]の記載は注記である。